

道徳教育の戦後史：その2

～「道徳」の時間特設のころ～

後藤 忠；2019.7

道徳教育の戦後史：その1では、「道徳」の時間が特設された経緯とその特設に対して猛烈な反対運動が起きたことに触れた。

その2では、その攻防の一端が分かる具体的な

資料を掲載する。

はじめに、都教組執行委員長が都教委教育長に宛てた「質問書」の㊟を掲載する。「質問書」は縦書きであるがここでは横書きにして記載する。

㊟

1958年4月5日

東京都教職員組合執行委員長 ○○○○○

東京都高等学校教職員組合執行委員長 ○○ ○○

東京都教育委員会教育長

○○ ○ 殿

質 問 書

戦後10有余年、東京都の教育も、ようやくその基礎をかためる段階に来ています。此処に至るまでの現場教師及び都民の努力と協力は高く評価しなければならないと思います。

しかし最近、教育上の諸問題の中に、ともすれば此処まで作り上げられて来た民主教育の芽を、逆につみとられてしまうのではないかと心配される事が進められているので、左記の諸点につき4月8日までに文書をもって回答していただきたい。

記

1、いわゆる道徳教育について

(1) 道徳教育を、時間を特設しておこなう理由と目的、及びその具体的方法はどうか。

(2) 特設しておこなうとする道徳教育の法的拘束はどうなるか。

教科及び免許状との関係は、どうなるか。

(3) 道徳の底で、青少年の不良化等の問題がやかましく論議されて居りますが、この原因は何処からきていると思いますか。

2、 附属中学新設について <省略>

次に、その頃開催したと思われる都教委主催指導主事連絡協議会（第3、4、5学区分科会）の「まとめ」を掲載する。開催日は6月12日とあるが年の記載がない。連絡協議の内容に「時間割表に表示する道徳の時間の名称」が取り上げられていることから、開催年はおそらく昭和33年あるいは

昭和34年の6月12日と思われる。（昭和34年2月23日付で文部省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会教育長宛に「道徳の時間設置に伴う週的时间割表に表示する名称について」の通知が出されていることからそのように推測した。）

指導主事連絡協議会（第3、4、5学区）

6月12日

1 道徳教育の特設時間の実施状況

小学校				中学校		
区名	学校数	実施	未定	学校数	実施	未定
中央	19	19	0	10	10	0
文京	21	12	9	10	6	4
台東	28	20	8	11	5	6
中野	27	16	11	11	4	7
杉並	41	38	3	21	20	1
豊島	29	29	0	13	0	13
北	34	18	16	14	8	6
板橋	39	30	9	16	8	8
荒川	26	13	13	11	6	5
練馬	29	17	12	15	7	8
足立	38	38	0	18	16	2
332校		250校(75%)		150校		90校(60%)

2 道徳教育に対する問題点と今後の対策

区名	問題点	今後の対策
中央	・特設時間と生活指導との関連について	・特設時間の内容・方法については、各学校より一名宛出ている研究所員が原案を作成して配布する。
文京	・道徳の名称にこだわっている。特に中学校に多い。(組合的な考え方) ・実質的にはやっているが困惑している ・道徳の名称が児童にいかめしいの意見。	・協力校である九中において、文京区の問題点を絞って解決しようとしている。 ・研究授業を実施して、少しずつ改善していく。

台東	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳指導と生活指導との差異 ・小学校社会との重複 ・指導計画指定校 小2、中1 	<ul style="list-style-type: none"> ・区の研究協力校 小3校、中1校において指導計画を作製する。
中野	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の時間の指導に自信がない。 ・名称に疑いをもつ。 ・生活指導でなぜいけないのか。 ・特設時間と他の教科学習との関係。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育に対しては、校内では自主的な研究会が行われている。
杉並	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の勢力が強い学校では特設時間の運営が難しい。 ・道徳教育の指導の方法が分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区の研究指定校において、第一学期中に指導計画を作製する。 ・杉並研究所、指導室、研究会が一体となって研究を推進する。
豊島	<ul style="list-style-type: none"> ・特設時間の趣旨が分からない。 ・中学校には6月1日より時間の表示を区教委から要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区の研究指定校(小2、中1)において、中間報告を現場に流す。 ・生活指導主任会に各学校の計画を持ちよって検討する。(夏休み中、宿泊生活で検討する)
北		<ul style="list-style-type: none"> ・五校単位6ブロックの研修会を実施 ・指導計画作成委員会を設置し、原案を立てる。(20名)(1学期までに)
板橋	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会、ホームルームの名で行っているところがある。生活指導でよいとする意見あり。 ・組合の反対がある。 	
荒川	<ul style="list-style-type: none"> ・指導内容を特設の時間にどう生かすか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の研究会で漸次検討して実施している。 ・生活指導主任の宿泊生活を1日計画中。
練馬	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は60%位であるが第二学期からは全面实施 	<ul style="list-style-type: none"> ・五月中、道徳教育の研修会を実施 ・都指導部、区室長が話をする。
足立	<ul style="list-style-type: none"> ・内容、方法が問題の焦点である 	<ul style="list-style-type: none"> ・区の協力校(小2、中1)が拠点となって研究を推進する。 ・実践をしながら指導計画を作成しつつある。

以上